

吉野秀公著

台灣教育史

G527.58

388

吉野秀公著

台湾教育史

南天書局發行

一九二七年十月台北初版發行
一九九七年十二月台北二刷發行

台灣教育史

定價新台幣 八〇〇元正

著者

吉

野

秀

公

發行人

魏

德

文

出版者

南

天

書

局

有

限

公

司

登記證字號：局版台業字一四三六號

發行所

南

天

書

局

有

限

公

司

中華民國

台北市羅斯福路3段283巷14弄14號

電話(TEL)：(02)2361-190

電傳(FAX)：(02)2361-3834

郵政劃撥：〇一〇八〇五三一八號

印刷者

國

順

印

刷

有

限

公

司

板橋市中正路216巷2弄13號

電話(TEL)：(02)2967-7226

ISBN 957-638-449-4



00800



9 789576 384493

序

人は兎角現在に執着し、未來の計畫をすることに迫はれて、過去の事といへば忘れ勝になるのが普通である。殊に餘り衆人の注意を惹かない近い昔のことなどは、往々不整理のままに残され易いものである。それと氣附いて整理に著手した時には、既に時機を失して資料が湮滅してしまつたり、又は調査に多大の手數を要したりするやうになる。改隸後の本島の歴史に就いてもこの感じが深い。

改隸後の本島が各方面に於て頗る長足の進歩を遂げたことは誠に目覺ましい事實で、三十餘年間の出來事としてこれ程の變遷を示したことは恐らく他に類例がないであらう。随つて其の間に於ける歴史の内容は、平凡の時代の同じ年數に比べて數倍數十倍するものがあるに違ひない。だから今日に於て史料を整理し沿革を永遠に明にすることは非常に緊要なことであるが、まだこの種の事業として見るべきものが甚だ少い。殊に教育の方面に於ては全體を通覽し得るやうな著述が一つも見當らない。

この時に當り吉野君が獨力奮つてこの事業に當り苦心經營遂に七百頁に餘る臺灣教育史を大成されたことは、頗る時宜に適した企で斯界の爲誠に喜ぶべきことである。本書を一覽するに大體に於て制度の變遷を中心として教育事業の推移を叙述してある。蓋し普く事實を網羅しこれを秩序よく排列することに著者は大分骨折られたことと思ふ。細かい點については多少希望を述べたいところもあるが、大體に於て要領を得た好著で、之に依つて一は史料の散逸を防ぎ、又一は往を知り來を推す資料として多大の裨益を斯界に與へることと思ふ。尙博く各方面の忠言を納れ此上とも精細な研究を積んで完璧を他日に期せられることを切望する。求められるまゝに率直な感想を述べて序に代へる次第である。

昭和二年八月

石 黑 英 彦

自序

改隸以來茲に三十有三年、上一視同仁の聖澤と下先人の努力とに依り本島の文物制度は燦然として其の面目を一新し之を始政の當時に比すれば轉々今昔の感に堪へないものがある、本島教育亦此の進展と機を一にし始政と同時に開始せられたる新教育は幾多の迂餘曲折を経て遂に大正十一年二月新教育令の發布を見るに至つた、新教育令は其の根本に於て全然内臺人の區別を撤廢し學制の大體を内地と同様ならしめたのである。斯の如き短日月の間に斯の如く急速なる進展を見たのは異民族統治上極めて異數であり又極めて英斷であつた、而して本島教育は此の教育令に依り全く完備し學制の確立を見た譯である、今後は此の學制運用の期に屬して居る、運用の如何は人にあり人の如何は其の効果を左右する、後人の努力に待つべきもの極めて多大なる所以である。

著者は本書の結語に至つて實に左の如く主張せざるを得ざるに立ち至つた。

「然るに學制變遷の上から見るも其の常識に墮し思ひ付に走り極めて徹底を缺ぐの嫌ひあるを見出すのである、臺灣語問題は如何、國語問題は如何、國民性陶冶の問題は如何、斯の如き問題が常識的見解に依り満足せられて居るが如き状態ではないか、常識的見解乃至思ひ付は一時の旺盛を見るも永續性を有しない、一張一弛其の常ないのは之が爲である、臺灣教育は今や其の過去過程の累積

を顧みて總ゆる問題に對し徹底的見解を以て臨むべき時期に到達して居る」

著者が臺灣教育史を編せんとするに至つた理由も亦此の意に過ぎない、然しながら史の編述は容易なるものではない、本著に於ては易に就くの意味に於て史論を避け主として學制の變遷に依り事實を述ぶる事とした、更に他日研鑽を遂げ臺灣教育史論の一稿を得るの日あらば著者の志す所は完成を告げるのである。

本著は本年一月末稿を起し六月十七日稿全く成るに至る迄前後半歳を費した、然しながら其の資料として學事年報、臺灣教育雜誌等三四を數ふるに過ぎず、資料極めて乏しき爲め調査尙不充分なるものが少くない、之等は大方の批正に依り他日稿を改むるの日訂正を加へ完璧に近からしめん事を期して居る。

著者は曾て明治四十一年より大正十四年に至る十七年間本島教育界の一員として或は公學校教育の實際に當り或は郡教育行政に従事した事がある、稿成るの日過去を顧みて感慨又新なるものがある、明治三十九年歲將に暮んとする十二月の下旬雪白き九州アルプスに別れを告げてより故山に負く事二十年、徒らに教育界の一員として其の青春を銷したのみである、今此の小著を故山に在す兩親の膝下に捧げて些か自ら慰めとする。

昭和二年六月十七日

始政第三十二回記念日を迎ふるの日

臺北市泉町の寓居に於て

吉野秀公

凡 例

一、臺灣教育變遷の期を分つて五期とした、各期記述の體裁は一樣でないが其の最初に概觀の一項を設け政治、社會等の狀態の概要を述べた、これ各期に於ける教育施設、教育變轉の根源をなすものであるからである、然しながら其の目的之にあつて彼にないから極めて概觀するに止めた。

一、各編の排列體裁は其の期に於ける事項は總て網羅せん事を努めた、然しながら一括するを可とするものは適當の場所に一括した、南支南洋の教育施設を第六編に一括したるが如きそれである。

一、社會教育の如き極めて簡單なる記述に終つたものも少くない、材料蒐集意の如くならなかつたからで著者の不本意とする所である。

一、附録として學制一覽を掲げ勅令府令の發布日時を明にした、これ著書中に之等の法規の引用充分ならざるものがあるからで、研究者の便宜を計つたのである。

臺灣教育史目次

第一編 總說	一
第二編 臺灣教育の發端 (自明治二十八年至同三十年)	五
第一章 概觀	五
改隸當時の臺灣——樺山總督の施政方針——伊澤學務部長の學制意見——教育施設	
第二章 教育行政	一五
行政機關の創設——第二次教育行政機關	
第三章 國語傳習開始	二四
第四章 學務官僚遭難	二七
六氏遭難顛末——六氏行實及靖國神社合祀——嗚呼芝山巖——遭難六氏碑建碑式及祭典——懷舊錄	
第五章 芝山巖學堂の再開	六〇
第六章 諸學校官制	六一
第七章 國語學校	六二
國語學校の創設——講習員の講習——國語學校——附屬學校	

第八章 國語傳習所	101
-----------	-----

國語傳習所の設置—設立の狀況

第九章 漢譯教育勅語	111
------------	-----

第三編 臺灣教育基礎時代(其一)(自明治三十一年至明治三十九年)	113
----------------------------------	-----

第一章 概観	113
--------	-----

概観—兒玉總督の施政方針—後藤長官の所謂無方針主義—義務教育説—反義務教育説及當時の教育制度

第二章 教育行政	150
----------	-----

中央の組織—圖書編修職員—地方の教育行政

第三章 臺灣教育會	154
-----------	-----

第四章 初等教育	177
----------	-----

小學校—公學校—蕃人教育—教員—幼稚園

第五章 師範教育	204
----------	-----

講習員—國語學校師範部—師範學校—國語學校師範部甲科及乙科

第六章 中等教育	210
----------	-----

(甲)内地人教育—國語學校中學部—第三附屬高等女學校—國語學校語學部土語科—土語專修科—(乙)本

島人教育—國語學校國語部—同第二附屬學校

第七章 實業教育……………二二三

國語學校實業部—農事試驗場講習生—糖業講習所

第八章 醫學校……………二二九

醫學教育の始め—醫學校の設置

第九章 私立學校……………二三二

私立學校—書房義塾

第十章 圖書編纂……………二三五

第十一章 教育費……………二三六

第十二章 教育界の人々……………二三七

第四編 臺灣教育基礎時代(其二) (自明治四十年至大正七年)……………二四五

第一章 概観……………二四五

統治の概観—社會狀態—内地人の増加と教育—教育施設

第二章 教育行政……………二五二

中央の組織—視學制度の創設—地方の教育行政

第三章 初等教育	二五八
----------	-----

小學校—公學校—蕃人教育—教員—幼稚園

第四章 師範教育	三二三
----------	-----

小學師範部の開設と公學師範部甲科及乙科—附屬小學校の設置—國語學校臺南分校の設置—講習科—本島人女教員の養成

第五章 中等教育	三三二
----------	-----

(甲)内地人教育—中學校—高等女學校—(乙)本島人教育—國語學校國語部—公立中學校—國語學校附屬女學校

第六章 實業教育	三四一
----------	-----

(甲)内地人教育—商業學校—工業學校—(乙)本島人教育—工業講習所—農事試驗場教育部—糖業講習生

第七章 專門教育	三四七
----------	-----

醫學校—醫學校醫學專門部

第八章 私立學校	三四九
----------	-----

私立學校—書房義塾

第九章 教育費	三五四
---------	-----

第十章 教育界の人々	三五六
------------	-----

第五編 臺灣人教育確立時代(自大正八年).....三六七

第一章 概観.....三六七

統治の概観―田總督の施政方針―地方制度の改正―社會狀態―内地人と教育

第二章 臺灣教育令.....三七七

臺灣教育令の發布―諭告及訓令―臺灣教育令に依る學校の變改―共學試行―制度改正と教育

第三章 教育行政.....三九二

中央の組織―地方の教育行政

第四章 初等教育.....三九六

小學校―公學校―蕃人公學校―教員―幼稚園

第五章 中等教育.....四一二

(甲)内地人教育―中學校―高等女學校―(乙)本島人教育―高等普通學校―女子高等普通學校―中等教員の補充

第六章 實業教育.....四二三

(甲)内地人教育―臺灣實業學校官制―商業學校―工業學校―(乙)本島人教育―臺灣公立實業學校官制―同規則―公立實業學校の狀況―簡易實業學校

第七章 專門教育	四三〇
----------	-----

(甲)内地人教育—醫學專門部—高等商業學校—(乙)本島人教育—醫學專門學校—商業專門學校—農林專門學校

第八章 師範教育	四三七
----------	-----

師範學校官制—同規則—内地人教員養成規則—師範學校の狀況—女子高等普通學校師範科—卒業者服務規則

規則

第六編 臺灣教育確立時代(大正十一年以降)	四四三
-----------------------	-----

第一章 概観	四四三
--------	-----

統治の概観—社會狀態—教育と内地人

第二章 皇太子殿下の行啓	四五三
--------------	-----

御行啓—教育展覽會—全島學校聯合運動會

第三章 臺灣教育令	四五九
-----------	-----

臺灣教育令諭告—教育令改正の要點—教育令改正に依る學校の變改—總督府諸學校官制—臺灣公立公學

校官制

第四章 教育行政	四七一
----------	-----

中央の組織—地方の教育行政

第五章	南支南洋の教育施設	四七六
-----	-----------	-----

籍民教育—小學校教育

第六章	初等教育	四九二
-----	------	-----

小學校—公學校—教員—圖書編修—蕃童教育所—幼稚園

第七章	中等教育	五一一
-----	------	-----

中學校—高等女學校—高等學校

第八章	實業教育	五二〇
-----	------	-----

商業學校—工業學校—農業學校—實業補習學校

第九章	高等教育	五二六
-----	------	-----

高等學校—臺灣帝國大學—在外研究員

第十章	專門教育	五二九
-----	------	-----

高等商業學校—醫學專門學校—高等農林學校—商業專門學校

第十一章	師範教育	五三四
------	------	-----

師範學校規則—師範教育の狀況

第十二章	盲啞教育	五三九
------	------	-----

公立學校——私立學校

第十三章 感化教育……………五四二

第十四章 私立學校……………五四六

私立學校——書房義塾

第十五章 特殊施設……………五四八

南支南洋學事視察——全國中學校長會議

第十六章 教育費……………五五〇

第十七章 社會教育……………五五一

圖書館——博物館——青年會及其その他

第十八章 教育に關する團體……………五五六

臺灣濟美會——臺灣獎學會——學租財團——臺灣教育會——其の他の團體——教育獎勵資金

第十九章 教育界の人々……………五六一

第七編 結語……………五七三

附 錄 學制一覽……………一

目次終